

○当資料は、明石市総合交通計画の別紙として、国庫補助に変更があった場合に作成（修正）するものです。これらの書類を作成していない場合、国からの補助は対象外となります。

つきましては、変更内容※をご確認いただき、承認・不承認のご回答をお願いいたします。

※変更内容は赤字で記載しております。

別紙（地域間幹線系統）

資料2

令和7年3月3日

明石市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

明石市においては、神戸方面や姫路方面への東西の移動は、主に2つの鉄道路線（JR・山陽電鉄）が担い、南北の移動は、路線バス、路線バスが運行していない市西部地域ではコミュニティバスが担い、市の多くのエリアにおいて公共交通によるネットワークを形成している。

また、鉄道駅からの通勤や通学をはじめ、通院や買物等の日常生活において、明石市及び周辺市町の住民が利用する、複数市町にまたがるバス路線は必要不可欠な交通手段となっている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、鉄道駅を基点とした複数市町をまたがる路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

- ・対象7路線の利用者数を2,080,000人以上（直近年度の実績2,075,244人）とする。
- ・対象7路線の収支率を75%以上（直近年度の実績74.9%）とする。

（2）事業の効果

対象路線を維持することにより、明石市と東播地区、北播地区及び神戸市西部エリアがそれぞれ鉄道駅を基点として結ばれ、沿線住民の通勤や通学、買物等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、鉄道との連携が図られることで広域な移動も可能となり、外出促進や地域活性化、さらには観光の促進にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・系統や便数、運行ダイヤの見直し（事業者）
- ・並走路線の再編による需要の集約（事業者）
- ・鉄道や路線バス、コミュニティバスなど公共交通のネットワークが一目でわかる公共交通マップを作成し、窓口等に設置、希望者へ配布（明石市）
- ・路線バス沿線の小学校において、モビリティマネジメント（出前講座）を実施（明石市、事業者）（明石市総合交通計画 P61 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添、表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添、表2のとおり

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線について、その運行に係る費用に対し、明石市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行費用から差し引いた差額を、系統キロ程に対する明石市のキロ程の割合に応じて負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・バス事業者保有のデータ（停留所毎の乗降調査、系統別輸送実績等）による。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
-該当なし-
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
別添、表 4 のとおり
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別添、「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容」のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
-該当なし-
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
補助対象路線を走行している車両の老朽化が進んでおり、早急な買い換えが必要となっていたことから、利用者の安全性確保のために令和 5 年度で 3 両を新規購入し、更新を行なっている。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
・主な対象となる 2 路線について下記のとおりとする - 社～明石線 ・利用者数を 303,000 人以上（直近年度の実績 302,944 人）とする。 ・収支率を 63%以上（直近年度の実績 62.0%）とする。 - 明石～土山線 ・利用者数を 468,000 人以上（直近年度の実績 467,868 人）とする。 ・収支率を 67%以上（直近年度の実績 65.8%）とする。
(2) 事業の効果
補助対象路線を走行している車両のうち、老朽化が進んだ車両を更新することで、より安全で快適な走行が可能となり、沿線住民にとって日常生活に必要な移動手段を、安心して利用することができる環境を確保・維持することにつながる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
別添、表6のとおり なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する社～明石線等の車両の取得について、購入費用総額 26,070 千円/台のうち、明石市から運行事業者への補助金額については、補助対象経費の限度額（15,000 千円/台）から国庫補助金を差し引いた差額を、沿線市町で按分し負担することとしている。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
-該当なし-
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
-該当なし-
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
-該当なし-
(2) 事業の効果
-該当なし-
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
-該当なし-
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和5年12月15日 協議会設置 令和6年 6月 3日～令和6年 6月14日 計画の変更、費用負担について協議 令和7年 2月@@日～令和7年 3月@@日 計画の変更、ダイヤ改正について協議
19. 利用者等の意見の反映状況
路線バスについて、本年4月のダイヤ改正にあたり、自治会等の代表者からまちづくり協議会にて事前に説明を行い、個別に説明を求められた地区へは訪問して説明した。 コミュニティバスである「たこバス」の拡大を望む声は一定あるものの、現状で路線バスとのすみわけによる均衡が図られていることから、今後も、路線バス、コミュニティバスとも、その路線網や運行本数などのサービス水準をできる限り維持することに重点を置いている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号

（所 属）明石市都市局都市整備室都市総務課

（氏 名）井上 真伊人

（電 話）078-918-5035

（e-mail）kousei@city.akashi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)
※令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

令和7年度

資料2

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
兵庫県 (明石市)	神姫バス株式会社	(1) 土山駅～川北口～母里(10)	343.0	
		(2) 上新田北口～天満小学校～土山駅(11)	306.0	
		(3) 社～三木営業所～明石駅前(12)	1,917.5	
		(4) 明石駅前～伊川谷駅～名谷駅前(14)	199.0	
		(5) 三木営業所～硯町～明石駅前(18)	1,353.0	
		(6) 明石駅前～西明石駅～土山駅(19)	18,135.0	
		(7) 大久保駅～岩岡出張所前～西神中央駅前(21)	789.0	
合 計			23,042	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	神姫バス株式会社	R7
------	----------	----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業						R5
	営業収益	9,255,516千円	営業外収益	20,953千円	経常収益(イ)	9,276,469千円	
	営業費用	10,699,346千円	営業外費用	8,954千円	経常費用(ロ)	10,708,300千円	
	営業損益	△ 1,443,830千円	営業外損益	11,999千円	経常損益	△ 1,431,831千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	23,543,645.0 km					経常収支率 86.62 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						R4
	営業収益	8,519,275千円	営業外収益	19,431千円	経常収益(イ)	8,538,706千円	
	営業費用	10,367,750千円	営業外費用	11,512千円	経常費用(ロ)	10,379,262千円	
	営業損益	△ 1,848,475千円	営業外損益	7,919千円	経常損益	△ 1,840,556千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	23,751,397.0 km					経常収支率 82.26 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						R3
	営業収益	7,832,145千円	営業外収益	22,917千円	経常収益(イ)	7,855,062千円	
	営業費用	10,221,334千円	営業外費用	14,540千円	経常費用(ロ)	10,235,874千円	
	営業損益	△ 2,389,189千円	営業外損益	8,377千円	経常損益	△ 2,380,812千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	23,593,051.0 km					経常収支率 76.74 %	

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ＝g	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
北近畿	433円.85銭	436円.99銭	454円.82銭
京阪神	433円.85銭	436円.99銭	454円.82銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北近畿	441円.88銭	416円.27銭	416円.27銭	394円.01銭
京阪神	441円.88銭	554円.21銭	441円.88銭	394円.01銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

神姫バス株式会社

R7

補助 ブロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数 () ①＝カッコ内	計 画 平 均 乗 車 密 度	計 画 輸 送 量 ①×② ＝③	系 統 キ ロ 程		地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 す る 区 域 に お け る キ ロ 程	系 統 キ ロ 程 と 地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 す る 区 域 に お け る キ ロ 程 と の 比 率	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分 の キ ロ 程		同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 の キ ロ 程		他 路 線 と の 競 合 部 分 に 係 る キ ロ 程		他 路 線 と の 競 合 率	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分、同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 及 び 他 路 線 と の 競 合 部 分 以 外 の キ ロ 程 の 比 率 (「チー」(リ＋ヌ＋ ル)÷チ＝ワ
				起 点	主 な 経 由 地	終 点					チ	オ			オ÷チ＝ウ	リ	ヌ	ル	ル÷チ			
北 近 畿	10		土山駅～川北口 ～母里	土山駅	川北口	母里	365日	5,892.5回 (16.1回)	3.8	61.1人	往7.7km 復7.7km	(平均) 7.7km	(平均)		往0.5km 復0.5km	(平均) 0.5km		(平均)		%	% 93.506	
		加古川市									往7.7km 復7.7km	7.7km					往0.5km 復0.5km	0.5km		% 6.493		
		福美町									往7.7km 復7.7km	7.7km					往6.5km 復6.5km	6.5km		% 84.415		
		播磨町									往7.7km 復7.7km	7.7km					往0.2km 復0.2km	0.2km		% 2.597		
	11		上新田北口～天 満小学校～土山 駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	365日	7,587.5回 (20.7回)	5.5	113.8人	往8.4km 復8.4km	(平均) 8.4km	(平均)		往0.5km 復0.5km	(平均) 0.5km		(平均)		% 94.047		
		加古川市									往8.4km 復8.4km	8.4km					往0.5km 復0.5km	0.5km		% 5.952		
		福美町									往8.4km 復8.4km	8.4km					往7.2km 復7.2km	7.2km		% 85.714		
		播磨町									往8.4km 復8.4km	8.4km					往0.2km 復0.2km	0.2km		% 2.380		
	12		社～三木営業所 ～明石駅前	社	三木営業所	明石駅前	365日	3,755.0回 (10.2回)	6.3	84.2人	往36.5km 復36.5km	(平均) 36.5km	(平均)		往16.4km 復16.4km	(平均) 16.4km		(平均)		% 55.068		
		加東市									往36.5km 復36.5km	36.5km					往4.5km 復4.5km	4.5km		% 12.328		
		小野市									往36.5km 復36.5km	36.5km					往10.1km 復10.1km	10.1km		% 27.671		
		三木市									往36.5km 復36.5km	36.5km					往5.5km 復5.5km	5.5km		% 15.068		
	(18)		三木営業所～砥 町～明石駅前	三木営業所	砥町	明石駅前	365日	3,706.0回 (10.1回)	6.2	82.6人	往20.9km 復20.9km	(平均) 20.9km	(平均)		往16.4km 復16.4km	(平均) 16.4km		(平均)		% 21.531		
		三木市									往20.9km 復20.9km	20.9km					往4.5km 復4.5km	4.5km		% 21.531		
	(19)		明石駅～西明石 駅～土山駅	明石駅前	西明石駅	土山駅	365日	8,253.5回 (22.6回)	5.1	115.2人	往14.0km 復13.6km	(平均) 13.8km	(平均)		往13.8km 復13.4km	(平均) 13.6km		(平均)		% 1.449		
		播磨町									往14.0km 復13.6km	13.8km					往0.2km 復0.2km	0.2km		% 1.449		
	計		5系統								往87.3km 復87.1km	(平均) 87.3km	(平均)		往47.6km 復47.2km	(平均) 47.4km		(平均) 39.9km	(平均)			

京 阪 神	(10)	土山駅～川北口 ～母里	土山駅	川北口	母里	365日	5,892.5回 (16.1回)	3.8	81.1人	往7.7km 復7.7km	(平均) 7.7km		(平均)		往7.2km 復7.2km	(平均) 7.2km		(平均)		(平均)	%	%
	明石市									往7.7km 復7.7km	7.7km						往0.5km 復0.5km	0.5km			6.493	
	(11)	上新田北口～天満小学校 ～土山駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	365日	7,587.5回 (20.7回)	5.5	113.8人	往8.4km 復8.4km	(平均) 8.4km		(平均)		往7.9km 復7.9km	(平均) 7.9km		(平均)		(平均)	%	%
	明石市									往8.4km 復8.4km	8.4km						往0.5km 復0.5km	0.5km			5.952	
	(12)	社～三木営業所 ～明石駅前	社	三木営業所	明石駅前	365日	3,755.0回 (10.2回)	6.3	64.2人	往36.5km 復36.5km	(平均) 36.5km		(平均)		往20.1km 復20.1km	(平均) 20.1km		(平均)		(平均)	%	%
	神戸市									往36.5km 復36.5km	36.5km						往13.3km 復13.3km	13.3km			44.931	
	明石市									往36.5km 復36.5km	36.5km						往3.1km 復3.1km	3.1km			8.493	
	14	明石駅前～伊川谷駅 ～名谷駅前	明石駅前	伊川谷駅	名谷駅前	365日	2,612.0回 (7.1回)	7.1	50.4人	往17.4km 復17.6km	(平均) 17.5km		(平均)					(平均)		(平均)	%	%
	明石市									往17.4km 復17.6km	17.5km						往1.8km 復1.6km	1.8km			100.000	
	神戸市									往17.4km 復17.6km	17.5km						往15.8km 復16.0km	15.9km			9.142	
	18	三木営業所～砥町 ～明石駅前	三木営業所	砥町	明石駅前	365日	3,706.0回 (10.1回)	6.2	62.6人	往20.9km 復20.9km	(平均) 20.9km		(平均)		往4.5km 復4.5km	(平均) 4.5km		(平均)		(平均)	%	%
	神戸市									往20.9km 復20.9km	20.9km						往13.3km 復13.3km	13.3km			78.468	
	明石市									往20.9km 復20.9km	20.9km						往3.1km 復3.1km	3.1km			63.636	
	19	明石駅～西明石駅 ～土山駅	明石駅前	西明石駅	土山駅	365日	8,253.5回 (22.6回)	5.1	115.2人	往14.0km 復13.6km	(平均) 13.8km		(平均)		往0.2km 復0.2km	(平均) 0.2km		(平均)		(平均)	%	%
	明石市									往14.0km 復13.6km	13.8km						往13.8km 復13.4km	13.6km			98.550	
	21	大久保駅～岩岡出張所前 ～西神中央駅前	大久保駅	岩岡出張所前	西神中央駅前	365日	4,893.5回 (13.4回)	7.4	99.1人	往18.7km 復18.7km	(平均) 18.7km		(平均)					(平均)		(平均)	%	%
	明石市									往18.7km 復18.7km	18.7km						往3.2km 復3.2km	3.2km			100.000	
	神戸市									往18.7km 復18.7km	18.7km						往15.5km 復15.5km	15.5km			17.112	
	計	7系統								往123.6km 復123.4km	(平均) 123.5km		(平均)		往39.9km 復39.9km	(平均) 39.9km		(平均)		(平均)		82.887
	合計	12系統								往211.1km 復210.5km	(平均) 210.8km		(平均)		往87.5km 復87.1km	(平均) 87.3km		(平均)		(平均)		

補助 ブロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック都道 府県外乗入部分 以外のキロ程の 比率	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額 力	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象系統の 経常収益の見込 額 ノ×ワ以上の額 ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×ヨ/20＝レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ ^e	実車走行 キロ マ ^e	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ ^e ÷マ ^e ＝d	経常収益 ヤ ^e	実車走行 キロ マ ^e	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ ^e ÷マ ^e ＝e	経常収益 ヤ ^e	実車走行 キロ マ ^e	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ ^e ÷マ ^e ＝f					
						(d+e+f)/3＝ノ													
北 近 畿	10		93.506%	90,744.5km	37,774,213円	285円.60銭	25,212,676円	91,006.3 km	277円.04銭	25,804,736円	92,346.1 km	279円.43銭	27,703,642円	92,238.3 km	300円.34銭	25,916,629円	11,857,584円	16,998,395円	11,857,584円
	11		94.047%	127,470.0km	53,061,936円	361円.17銭	40,427,931円	117,104.4 km	345円.22銭	42,974,227円	122,110.8 km	351円.92銭	47,147,682円	122,026.8 km	386円.37銭	46,038,339円	7,023,597円	23,877,871円	7,023,597円
	12		55.068%	274,115.0km	114,105,851円	277円.16銭	71,756,027円	261,788.1 km	274円.09銭	73,903,799円	268,285.5 km	275円.46銭	77,252,552円	274,005.5 km	281円.93銭	75,973,713円	38,132,138円	51,347,632円	38,132,138円
	(18)		21.531%	154,910.8km	64,484,718円	324円.10銭	59,622,444円	187,180.4 km	318円.52銭	56,901,969円	179,635.5 km	316円.76銭	59,661,557円	177,023.0 km	337円.02銭	50,206,590円	14,278,128円	29,018,123円	14,278,128円
	(19)		1.449%	228,257.6km	95,016,791円	280円.64銭	77,604,544円	293,257.2 km	264円.62銭	76,254,364円	274,282.0 km	278円.01銭	80,039,077円	267,404.0 km	299円.31銭	64,058,212円	30,958,579円	42,757,555円	30,958,579円
合計				875,497.9km	364,443,509円		274,623,622円	950,336.4km		275,839,095円	936,659.9km		291,804,510円	932,697.6km		262,193,483円	102,250,026円	163,999,576円	102,250,026円
京 阪 神	(10)		6.493%	90,744.5km	40,098,179円	285円.60銭	25,212,676円	91,006.3 km	277円.04銭	25,804,736円	92,346.1 km	279円.43銭	27,703,642円	92,238.3 km	300円.34銭	25,916,629円	14,181,550円	18,044,180円	14,181,550円
	(11)		5.952%	127,470.0km	56,326,443円	361円.17銭	40,427,931円	117,104.4 km	345円.22銭	42,974,227円	122,110.8 km	351円.92銭	47,147,682円	122,026.8 km	386円.37銭	46,038,339円	10,288,104円	25,346,899円	10,288,104円
	(12)		44.931%	274,115.0km	121,125,936円	277円.16銭	71,756,027円	261,788.1 km	274円.09銭	73,903,799円	268,285.5 km	275円.46銭	77,252,552円	274,005.5 km	281円.93銭	75,973,713円	45,152,223円	54,506,671円	45,152,223円
	14		100.000%	95,776.0km	42,321,498円	396円.35銭	43,459,433円	113,540.0 km	382円.76銭	40,970,020円	106,102.6 km	386円.13銭	41,045,852円	97,685.0 km	420円.18銭	37,960,817円	4,360,681円	19,044,674円	4,360,681円
	18		78.468%	154,910.8km	68,451,984円	324円.10銭	59,622,444円	187,180.4 km	318円.52銭	56,901,969円	179,635.5 km	316円.76銭	59,661,557円	177,023.0 km	337円.02銭	50,206,590円	18,245,394円	30,803,392円	18,245,394円
	19		98.550%	228,257.6km	100,862,468円	280円.64銭	77,604,544円	293,257.2 km	264円.62銭	76,254,364円	274,282.0 km	278円.01銭	80,039,077円	267,404.0 km	299円.31銭	64,058,212円	36,804,256円	45,388,110円	36,804,256円
	21		100.000%	183,016.9km	80,871,507円	391円.51銭				109,441,582円	297,760.1 km	367円.54銭	101,916,155円	245,287.9 km	415円.49銭	71,652,946円	9,218,561円	36,392,178円	9,218,561円
合計				1,154,290.8km	510,058,015円		318,083,055円	1,063,876.4 km		426,250,697円	1,340,522.6 km		434,766,517円	1,275,670.5 km		371,807,246円	138,250,769円	229,526,104円	138,250,769円

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るも の	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分以外に 係るもの	計画平均乗車 密度が5人 未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
										負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	
			ソ×ラ=ツ	ソ×ラ'=ツ'	ツ×ミなし運行 回数÷①計画運 行回数=ホ	ナ	ナ×1/2=ウ	ニ×ワーヨ=ム	ムーラ=ウ									
	10		11,087,552円	11,087,552円	8,264,013円	8,264 千円	4,132.0千円	14,181,550円	10,049,550円									
		加古川市	769,912円		573,847円	573 千円	287.0千円	920,808円	633,808円	38,267円	6.0%	248,733円	39.2%			346,808円	54.8%	
		稲美町	10,009,579円		7,460,555円	7,460 千円	3,730.0千円	11,971,355円	8,241,355円	497,333円	6.0%	3,232,667円	39.2%			4,511,355円	54.8%	
		播磨町	307,941円		229,521円	229 千円	115.0千円	368,294円	253,294円	15,333円	6.1%	99,667円	39.3%			138,294円	54.6%	
	11		6,605,482円	6,605,482円		6,605 千円	3,302.5千円	10,288,104円	6,985,604円									
		加古川市	418,044円			418 千円	209.0千円	612,347円	403,347円	27,867円	6.9%	181,133円	44.9%			194,347円	48.2%	
		稲美町	6,020,205円			6,020 千円	3,010.0千円	8,818,345円	5,806,345円	401,333円	6.9%	2,608,667円	44.9%			2,798,345円	48.2%	
		播磨町	167,161円			167 千円	83.5千円	244,856円	161,356円	11,133円	6.9%	72,367円	44.8%			77,856円	48.3%	
	12		20,998,605円	20,998,605円		20,998 千円	10,499.0千円	45,152,223円	34,653,223円									
		加東市	4,700,929円			4,700 千円	2,350.0千円	5,566,366円	3,216,366円	313,333円	9.7%	2,036,667円	63.3%			866,366円	27.0%	
		小野市	10,551,543円			10,551 千円	5,276.0千円	12,494,071円	7,218,071円	703,467円	9.7%	4,572,533円	63.3%			1,942,071円	27.0%	
		三木市	5,745,750円			5,745 千円	2,873.0千円	6,803,536円	3,930,536円	383,067円	9.7%	2,489,933円	63.3%			1,057,536円	27.0%	
	(18)		3,074,223円	3,074,223円		3,074 千円	1,537.0千円	18,245,394円	16,708,394円									
		三木市	3,074,223円			3,074 千円	1,537.0千円	3,928,415円	2,391,415円	204,934円	8.6%	1,332,066円	55.7%			854,415円	35.7%	
	(19)		448,589円	448,589円		448 千円	224.0千円	36,804,256円	36,580,256円									
		播磨町	448,589円			448 千円	224.0千円	533,293円	309,293円	29,866円	9.7%	194,134円	62.8%			85,293円	27.5%	
計			42,213,876円	42,214,451円	8,263,923円	39,385 千円	19,694.5千円	52,261,686円	32,567,186円	2,625,933円	8.1%	17,068,567円	52.4%			12,872,686円	39.5%	
東 阪 神	(10)		920,808円	920,808円	686,316円	686 千円	343.0千円	14,181,550円	13,838,550円									
		明石市	920,808円		686,316円	686 千円	343.0千円	920,808円	577,808円	45,733円	7.9%	297,267円	51.4%			234,808円	40.7%	
	(11)		612,347円	612,347円		612 千円	306.0千円	10,288,104円	9,982,104円									
		明石市	612,347円			612 千円	306.0千円	612,347円	306,347円	40,800円	13.3%	265,200円	86.6%			347円	0.1%	
	(12)		20,287,345円	20,287,345円		20,287 千円	10,143.5千円	45,152,223円	35,008,723円									
		神戸市	16,452,567円			16,452 千円	8,226.0千円	16,452,567円	8,226,567円	1,096,800円	13.3%	7,129,200円	86.7%			567円		
		明石市	3,834,778円			3,834 千円	1,917.5千円	3,834,778円	1,917,278円	255,666円	13.3%	1,661,612円	86.7%					
	14		4,360,681円	4,360,681円		4,360 千円	2,180.0千円	4,360,681円	2,180,681円									
		明石市	398,653円			398 千円	199.0千円	398,653円	199,653円	26,533円	13.3%	172,467円	86.4%			653円	0.3%	
		神戸市	3,961,983円			3,961 千円	1,981.0千円	3,961,983円	1,980,983円	264,133円	13.3%	1,716,867円	86.7%			-17円		
	18		14,316,795円	14,316,795円		14,316 千円	7,158.0千円	18,245,394円	11,087,394円									
		神戸市	11,610,638円			11,610 千円	5,805.0千円	11,610,638円	5,805,638円	774,000円	13.3%	5,031,000円	86.7%			638円		
		明石市	2,706,156円			2,706 千円	1,353.0千円	2,706,156円	1,353,156円	180,400円	13.3%	1,172,600円	86.7%			156円		
	19		36,270,594円	36,270,594円		36,270 千円	18,135.0千円	36,804,256円	18,669,256円									
		明石市	36,270,594円			36,270 千円	18,135.0千円	36,270,594円	18,135,594円	2,418,000円	13.3%	15,717,000円	86.7%			594円		
	21		9,218,561円	9,218,561円		9,218 千円	4,609.0千円	9,218,561円	4,609,561円									
	明石市	1,577,480円			1,577 千円	789.0千円	1,577,480円	788,480円	105,200円	13.3%	683,755円	86.7%			-475円			
	神戸市	7,640,988円			7,640 千円	3,820.0千円	7,640,988円	3,820,988円	509,333円	13.3%	3,310,667円	86.6%			988円	0.1%		
計			85,986,992円	85,987,131円	686,316円	85,746 千円	42,874.5千円	85,986,992円	43,112,492円	5,716,598円	13.3%	37,157,635円	86.2%			238,259円	0.5%	
合計			128,200,868円	128,201,582円	8,950,239円	125,131 千円	62,569千円	138,248,678円	75,679,678円	8,342,531円	11.0%	54,226,202円	71.7%			13,110,945円	17.3%	

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

[illegible]

表6 車両の取得計画の概要

[illegible]